

近畿税政連FaxNews

発行 近畿税理士政治連盟 〒540-0012 大阪市中央区谷町1丁目5番4号 電話(06)6944-9040 FAX(06)6944-9050 令和7年12月19日

令和8年度税制改正大綱が決定

令和8年度税制改正大綱が、12月19日に与党において決定された。

近税政では、日税政及び近税会と連携し、情報収集と陳情に努めてきた。この結果、要望項目のうち、令和8年度において決定した主な項目は次の通りである。

I 適格請求書等保存形式に係る経過措置の見直し

(1) 個人事業者に係る税額控除に関する経過措置（いわゆる2割特例）

事務負担への配慮がより必要と考えられる個人事業者に限り、インボイス制度を踏まえて課税事業者となっている場合には、これまで2割特例の対象となっている個人事業者も含め、納税額を売上税額の3割とする（仕入割合を7割とみなす）ことができる経過措置をさらに2年に限り講ずる（令和9・10年分申告において利用可能）。

(2) 免税事業者からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置

控除可能割合の特例について、インボイス制度の影響を受ける小規模な国内事業者への配慮として更なる激変緩和を図る観点から、最終的な適用期限を2年延長（令和13年9月末まで）したうえで、引下げペース・幅を見直す（令和8年10月から7割、令和10年10月から5割、令和12年10月から3割）。

II 物価上昇局面における基礎控除等の対応

基礎控除の本則部分については、見直し前の控除額に、税制改正時における直近2年間の消費者物価指数の上昇率を乗じることで調整するという考え方に基づいて基礎控除を適時に見直す。

令和8年度税制改正においては、令和8年・9年分所得に適用される控除額として、基礎控除の本則については現行58万円を62万円に、給与所得控除の最低保障額については現行65万円を69万円にそれぞれ引き上げる。

III 少額の減価償却資産の取得価額基準の引き上げ

中小企業者等が少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、対象となる減価償却資産の取得価額を40万円未満（現行：30万円未満）に引き上げた上で、3年延長する（所得税についても同様）。